

## 令和 8 年度建設工事の競争入札参加資格審査申請に 必要な資格としての社会保険の加入要件について

国土交通省では、平成 27 年度以降の競争入札参加資格者名簿の登録要件として、社会保険の加入を条件とすることを公表しています。

本市においても、建設産業の持続的な発展と技能労働者の確保及び入札における公正な競争の維持の観点から、平成 27・28 年度建設工事入札参加資格審査申請からの建設工事の入札参加資格として、「雇用保険」、「健康保険」及び「厚生年金保険」(以下、「社会保険等」という。)に加入していることを要件といたしました。

※法令により、適用除外とされる事業者は除きます。

入札参加資格審査申請を提出予定の建設業者におかれましては、ご承知おきいただきまとともに、未加入業者は早期に加入手続きを行ってください。

入札参加資格審査申請の提出時に経営規模等評価結果通知書の記載内容にて確認を行います。社会保険等の項目に「無」と記載されている場合は、名簿登載を行いませんので、申請書提出までに加入手続きを行い、加入を証する書類を添付して申請書とともに提出してください。なお、申請までに加入手続き等が間に合わず、申請書とともに提出できない場合は、令和 8 年 3 月 2 日（月）までに提出してください。（必着）